

診断書記載ガイドライン（認知症）

別添資料 3

1. 氏 名 男・女
生年月日 M・T・S・H 年 月 日生（ 歳）
住 所

2. 診 断

※ 道路交通法上で運転免許の取消し等となる認知症とは、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」（介護保険法第5条の2）

- ・ 該当する診断①～③に○をする。（①の場合は、ア・イのいずれかに○をする。）

① 認知症である

ア アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症

イ その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

※ その他の認知症の場合、下の(1)～(3)のいずれかに○をする。

- (1) 認知症について6月以内〔または6月より短期間（ 月間）〕に回復する見込みがある。
- (2) 認知症について6月以内に回復する見込みがない。
- (3) 認知症について回復の見込みがない。

- ・ イ(1)を○で囲んだ場合には、（ ）に該当期間を記載する。
- ・ その他の認知症の再診断の場合で、前回(1)と診断し、再度(1)の診断をする場合には、「4. 診断の説明」で前回の見込みが異なった理由を具体的に記載する。
理由の記載がない場合、又は合理的な理由がない場合は、(2)又は(3)として扱われる可能性がある。

② 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある

（軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等）

- ・ ②を選択した場合、原則として6か月後に臨時適性検査又は診断書の提出を行うこととされている。

③ 認知症ではない

